

平成 25 年 7 月 12 日

「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の  
一部改正等に係る意見募集について

1. 改正の目的

平成 24 年 12 月 7 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言されている。これを受け、日本証券業協会では「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行っているが、本会においても投資信託の直接募集等についてのトータルリターンの通知制度を導入するため、本会の「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正等を行うものとする。

2. 募集期間

平成 25 年 7 月 12 日(金)より平成 25 年 7 月 26 日(金)(午後 5 時)まで

3. 主な改正内容

(1) 受益証券等の直接募集等に関する規則

顧客から口座簿への記載又は記録により管理している投資信託のトータルリターンについて、細則に定めるところにより通知しなければならないこととする。  
(第10条の2)

(2) 受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則

トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について定める。  
(第2条)

(3) 投資信託に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドラインの制定

投資信託のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を定める。

4. 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成 25 年 9 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正等を行うことを目標とする。